

社会福祉法人 治恵会

# 役員及び評議員報酬基準

令和元年 10 月 10 日施行

## 役員及び評議員報酬基準

社会福祉法人治恵会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬等については、次のとおり定める。

第1条 理事長は、非常勤の場合は無報酬とし、当法人の業務を行う常勤理事長については、理事長報酬を支給する。

(1) 常勤理事長の報酬月額、役割・権限・義務・責任等を鑑み、月額 400,000 円以内とする。

第2条 非常勤の役員及び評議員が理事会、評議員会等に出席する場合は、日額報酬を1回につき 10,000 円支給する。

第3条 監事が法人の監査業務を実施する場合は、前条により日額報酬を支給する。

第4条 役員及び評議員が遠隔者であった場合、あるいは、遠隔地への業務が必要となった場合は、法人の出張旅費規程に準じて出張旅費を支給する。

### 附 則

- 1 この基準は、令和元年 10 月 10 日から施行する。
- 2 現行の役員及び評議員報酬細則（平成 29 年 4 月 1 日施行）は、この基準の施行日前日をもって廃止する。